

(令和7年6月20日発表)

令和6年度 静岡市児童相談所 相談対応件数

◆ アピールポイント

◆ 内容など

・2024年度の静岡市児童相談所における相談対応件数は 2,346 件(前年比 564 件減)となり、前年度から減少

・虐待対応件数も 679 件(前年比 153 件減)と減少した一方で、相談全体に占める割合は依然として高い水準

令和6年度静岡市児童相談所における相談対応件数の実績

① 相談種別件数 (件)

種別	令和5年度	令和6年度	対前年度比	
養護相談	1,118	821	△ 297	73.4%
(うち虐待)	832	679	△ 153	81.6%
(うち虐待以外)	286	142	△ 144	49.7%
障害相談	1,377	1,296	△ 81	94.1%
その他相談	415	229	△ 186	55.2%
相談全体	2,910	2,346	△ 564	80.6%

② 養護相談(うち虐待)の主訴別件数 (件)

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
令和5年度	245	5	437	145	832
	29.5%	0.6%	52.5%	17.4%	100%
令和6年度	195	8	348	128	679
	28.7%	1.1%	51.3%	18.9%	100%

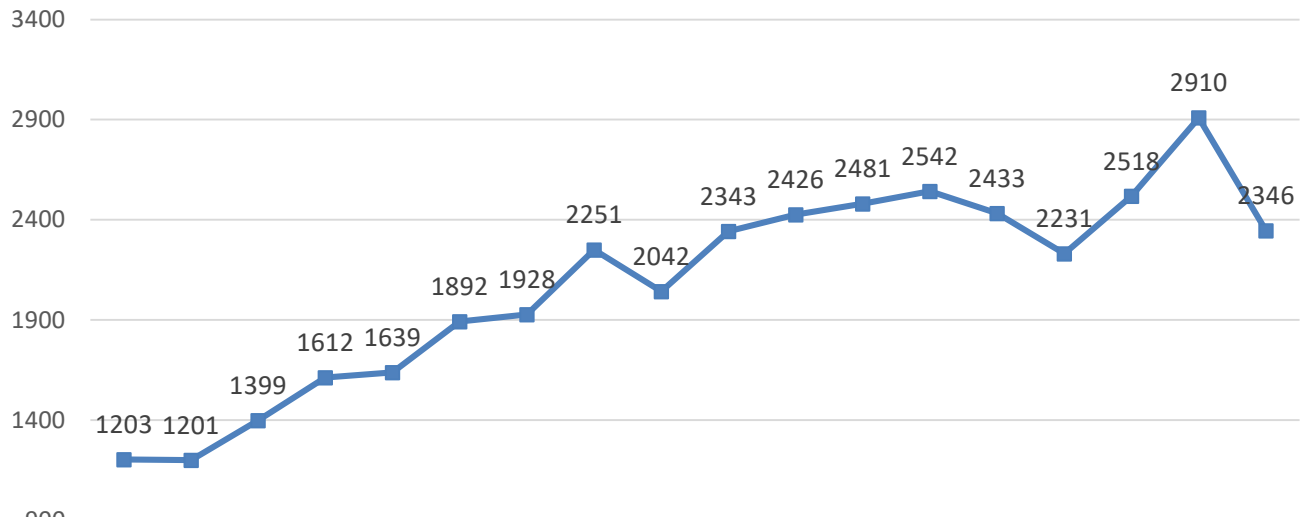
○全体の傾向

2024年度は児童相談所への相談件数・虐待対応件数ともに減少した一方で、各区に設置されているこども家庭センターへの相談は増加(4,467件→5,279件)し、市全体としての相談件数は増加。これは、市全体でのこどもや子育てに関する相談ニーズが引き続き高いことを示しています。児童相談所およびこども家庭センターが連携し、引き続き相談対応体制の強化が求められます。

別紙資料 有 ・ 無

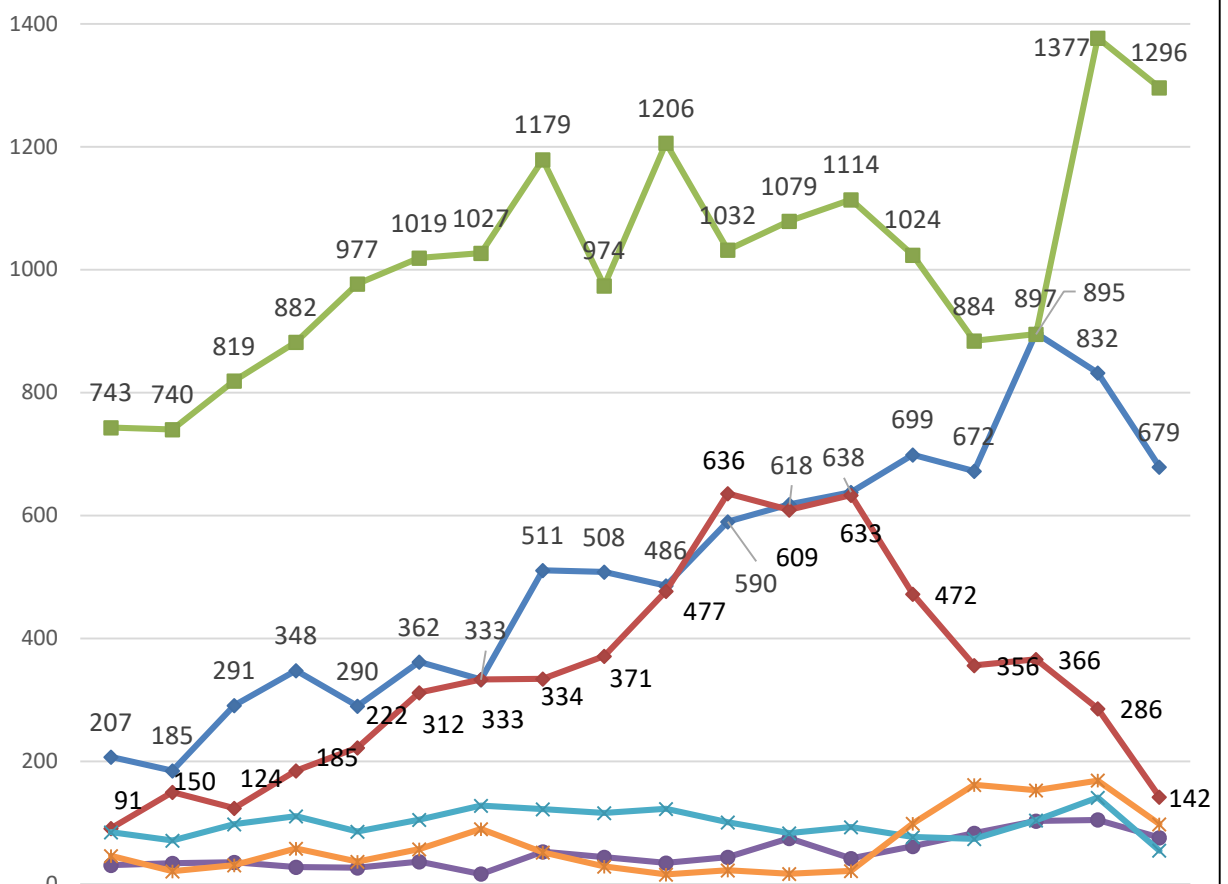
【問合せ】 児童相談所 (葵区堤町)
 担当 戸田、新井
 電話 054-275-2874

相談対応件数(全件)



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	1203	1201	1399	1612	1639	1892	1928	2251	2042	2343	2426	2481	2542	2433	2231	2518	2910	2346

相談対応件数(相談種別)



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
養護(虐待)	207	185	291	348	290	362	333	511	508	486	590	618	638	699	672	897	832	679
養護(その他)	91	150	124	185	222	312	333	334	371	477	636	609	633	472	356	366	286	142
障害	743	740	819	882	977	1019	1027	1179	974	1206	1032	1079	1114	1024	884	895	1377	1296
非行	31	34	36	28	27	37	17	53	44	35	44	75	42	62	83	103	105	76
育成相談	85	71	98	111	86	105	128	122	116	123	101	83	93	77	74	104	141	55
その他	46	21	31	58	37	57	90	52	29	16	23	17	22	99	162	153	169	98

1 相談対応件数における相談種別

(件)

	養護			保健	障害	非行	育成			その他	合計
	虐待	その他養護	計				不登校	性行等	計		
令和2年度 (対前年度比)	699 109.6%	472 74.6%	1,171 92.1%	3 皆増	1,024 91.9%	62 147.6%	11 61.1%	66 88.0%	77 82.8%	96 436.4%	2,433 95.7%
令和3年度 (対前年度比)	672 96.1%	356 75.4%	1,028 87.8%	0 皆減	884 86.3%	83 133.9%	7 63.6%	67 101.5%	74 96.1%	162 168.8%	2,231 91.7%
令和4年度 (対前年度比)	897 133.5%	366 102.8%	1,263 122.9%	0 —	895 101.2%	103 124.1%	11 157.1%	93 138.8%	104 140.5%	153 94.4%	2,518 112.9%
令和5年度 (対前年度比)	832 92.8%	286 78.1%	1,118 88.5%	3 皆増	1,377 153.9%	105 101.9%	11 100.0%	130 139.8%	141 135.6%	166 108.5%	2,910 115.6%
令和6年度 (対前年度比)	679 81.6%	142 49.7%	821 73.4%	0 皆減	1,296 94.1%	76 72.4%	2 18.2%	53 40.8%	55 39.0%	98 59.0%	2,346 80.6%

○令和6年度は児童相談所への相談件数・虐待対応件数ともに減少した一方で、各区に設置されているこども家庭センターへの相談は増加（相談対応件数4,467件→5,279件）し、市全体としての相談件数は増加。これは、市全体でのこどもや子育てに関する相談ニーズが引き続き高いことを示しています。児童相談所およびこども家庭センターが連携し、引き続き相談対応体制の強化が求められます。

(用語説明)

- ・養護（その他）相談…保護者の失踪、死亡、入院等による養育困難児や、養子縁組に関する相談 など
- ・保健相談…未熟児、虚弱児、その他の疾患等を有する児童に関する相談 など
- ・障害相談…知的障害や発達障害、重症心身障害に関する相談 など
- ・非行相談…家出や浮浪等のぐ犯行為や触法行為に関する相談 など
- ・育成相談…不登校相談、落ち着きがない、家庭内暴力等、行動上の問題を有する児童に関する相談 など

2 虐待相談の主訴別件数

(件)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		合計	
	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比
令和2年度 (全体に対する割合)	151 21.6%	77.4%	20 2.9%	250.0%	368 52.6%	105.7%	160 22.9%	125.0%	699 100.0%	102.9%
令和3年度 (全体に対する割合)	144 21.4%	95.4%	8 1.2%	40.0%	391 58.2%	106.3%	129 19.2%	80.6%	672 100.0%	96.1%
令和4年度 (全体に対する割合)	214 23.9%	148.6%	13 1.4%	162.5%	521 58.1%	133.2%	149 16.6%	115.5%	897 100.0%	133.5%
令和5年度 (全体に対する割合)	245 29.4%	114.5%	5 0.6%	38.5%	437 52.5%	83.9%	145 17.4%	97.3%	832 100.0%	92.8%
令和6年度 (全体に対する割合)	195 28.7%	79.6%	8 1.2%	160.0%	348 51.3%	79.6%	128 18.9%	88.3%	679 100.0%	81.6%

○虐待相談対応件数の種類別では、令和6年度は①心理的虐待、②身体的虐待、③ネグレクト、④性的虐待の順番となっています。この傾向は令和3年度から同様です。

(用語説明)

- ・身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ・性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる など
- ・ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ・心理的虐待…言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

3 虐待相談の経路別件数

(件)

	関係機関										
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	児童福祉施設等	認定こども園	警察等	医療機関	幼稚園・学校など	児童委員	その他	小計
令和2年度 (全体に対する割合)	47	15	5	15	16	208	38	75	0	9	428
	6.7%	2.1%	0.7%	2.1%	2.3%	29.8%	5.4%	10.7%	0.0%	1.3%	61.2%
令和3年度 (全体に対する割合)	40	15	8	10	18	255	10	61	7	9	433
	6.0%	2.2%	1.2%	1.5%	2.7%	37.9%	1.5%	9.1%	1.0%	1.3%	64.4%
令和4年度 (全体に対する割合)	44	39	18	10	11	351	34	96	0	24	627
	4.9%	4.3%	2.0%	1.1%	1.2%	39.1%	3.8%	10.7%	0.0%	2.7%	69.9%
令和5年度 (全体に対する割合)	17	31	16	20	6	325	21	89	3	11	539
	2.0%	3.7%	1.9%	2.4%	0.7%	39.1%	2.5%	10.7%	0.4%	1.3%	64.7%
令和6年度 (全体に対する割合)	20	29	8	12	4	283	27	93	1	10	487
	2.9%	4.3%	1.2%	1.8%	0.6%	41.7%	4.0%	13.7%	0.1%	1.5%	71.7%

(件)

	個人					合計
	虐待者本人	家族・親族	近隣・知人	児童本人	小計	
令和2年度 (全体に対する割合)	29	74	166	2	271	699
	4.1%	10.6%	23.7%	0.3%	38.8%	
令和3年度 (全体に対する割合)	24	38	161	16	239	672
	3.6%	5.7%	24.0%	2.4%	35.6%	
令和4年度 (全体に対する割合)	56	68	140	6	270	897
	6.2%	7.6%	15.6%	0.7%	30.1%	
令和5年度 (全体に対する割合)	52	58	176	7	293	832
	6.3%	7.0%	21.2%	0.8%	35.3%	
令和6年度 (全体に対する割合)	31	29	117	15	192	679
	4.6%	4.3%	17.2%	2.2%	28.3%	

○虐待相談の経路別件数は、警察からの虐待相談件数が減っています（R5年度325件→R6年度283件）。また、近隣・知人からの相談件数が警察等からの相談件数に次ぐ割合となっています。これは泣き声や怒鳴り声を聞いた市民からの通報が主であるため、地域での見守り機能の強化や個々人の意識の高まりが一因と考えます。

4 被虐待児の年齢層

(件)

	就学前			小学生	中学生	高校生・その他	合計
	3歳未満	3歳以上 就学前	計				
令和2年度 (全体に対する割合)	163 23.3%	210 30.0%	373 53.4%	224 32.0%	79 11.3%	23 3.3%	699 100.0%
令和3年度 (全体に対する割合)	150 22.3%	191 28.4%	341 50.7%	234 34.8%	63 9.4%	34 5.1%	672 100.0%
令和4年度 (全体に対する割合)	193 21.5%	232 25.9%	425 47.4%	315 35.1%	115 12.8%	42 4.7%	897 100.0%
令和5年度 (全体に対する割合)	181 21.8%	240 28.8%	421 50.6%	262 31.5%	114 13.7%	35 4.2%	832 100.0%
令和6年度 (全体に対する割合)	129 19.0%	176 25.9%	305 44.9%	227 33.4%	98 14.4%	49 7.2%	679 100.0%

〇年齢層では就学前の児童が半数近くを占めています。また、年齢が上がるにつれて被虐待児の数が減少しています。この傾向は5年前から変わっておらず、早期発見と早期対応による成果が一因と考えます。

5 主な虐待者

(件)

	実父	実母	実父母計	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	合計
令和2年度 (全体に対する割合)	227 32.5%	433 61.9%	660 94.4%	30 4.3%	2 0.3%	7 1.0%	699 100.0%
令和3年度 (全体に対する割合)	248 36.9%	376 56.0%	624 92.9%	30 4.5%	0 0.0%	18 2.7%	672 100.0%
令和4年度 (全体に対する割合)	392 43.7%	434 48.4%	826 92.1%	36 4.0%	1 0.1%	34 3.8%	897 100.0%
令和5年度 (全体に対する割合)	310 37.3%	453 54.4%	763 91.7%	44 5.3%	5 0.6%	20 2.4%	832 100.0%
令和6年度 (全体に対する割合)	277 40.8%	350 51.5%	627 92.3%	30 4.4%	1 0.1%	21 3.1%	679 100.0%

〇子どもから見た続柄の比率は、この5年間同様の傾向を示しています。

6 一時保護の状況について

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数等	前年度比	人数等	前年度比	人数等	前年度比
一時保護	保護児童数 (うち 虐待)	182人	106.4%	205人	112.6%	169人	82.4%
		114人	120.0%	153人	134.2%	110人	71.9%
	平均保護日数 (うち 虐待)	25.7日	114.8%	27.6日	107.4%	33.0日	119.5%
		29.5日	107.9%	29.8日	101.1%	38.8日	130.3%
一時保護委託	保護児童数 (うち 虐待)	127人	160.8%	149人	117.3%	117人	78.5%
		95人	226.2%	114人	120.0%	87人	76.3%
	平均保護日数 (うち 虐待)	26.3日	72.8%	21.9日	83.3%	32.6日	148.9%
		27.8日	65.9%	23.9日	86.2%	32.4日	135.5%

○安全確保のための一時保護の人数が減っているのは虐待対応件数が減っているからと考えます。その一方で、1人あたりの一時保護日数が伸びているのは家庭環境の調整に難渋するケースがあるなど処遇の難しさから長期化していると考えます。